

西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21
〒861-2102 TEL (096) 214-7101
FAX (096) 214-7102

ヒント

向き合う

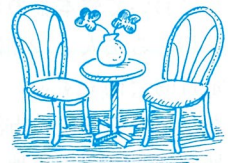
凶悪犯からヤクザまで、あらゆる強者に口を割らせた元検事の大澤孝征弁護士の話です。基本は、いかに真剣に相手と向き合い、相手を理解するかです。悪いやつには悪いやつなりの論理があるものです。それを理解しようと努める。彼らは他人に理解してもらうことが少ないだけに「自分のことをわかってくれた」と思う。最終的な善悪の判断は法廷に任せ。「俺だってやっていたかもしれない」というように、自分の中の「悪」を開示するのも有効。また相手もプライドがあるので、間違っても偉そうにはしてはいけない。相手は嘘をつく。その場で嘘を暴いてはいけない、たくさんの嘘をつかせるのがコツ。(プレゼント)

ヒント

税務

ミニガイド

平成18年4月1日から平成30年3月31日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の標準税率は本則規定（100分の4）にかかわらず、100分の3とすることとされていますが、平成30年度税制改正により、その適用期間が、平成33年3月31日まで延長されました。



えぞ沼(北海道)

鎌形 久/オアシス

大法人の電子申告の義務化

□電子情報処理組織による申告の特例

平成30年度税制改正において、税務手続におけるICTの活用推進、データの円滑な利用により、社会全体のコスト削減及び企業の生産性向上を図る観点から、電子情報処理組織による申告の特例制度が創設され、一定の大法人が行う法人税等の申告は、e-Tax（電子情報処理組織）により提出しなければならない（電子申告の義務化）こととされました。

□対象税目と対象法人

電子申告の義務化の対象となる税目は、①法人税及び地方法人税、②消費税及び地方消費税です。

対象となる法人は、法人税及び地方法人税については、①内国法人のうち、その事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、②相互会社、③投資法人、④特定目的会社です。

また、消費税及び地方消費税については、それに加えて、⑤国及び地方公共団体です。

□対象手続と対象書類

電子申告義務化の対象となる手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書です。

対象となる書類は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類（法人税における財務諸表、勘定科目内訳明細書等、消費税の申告書付表等の添付書類）の全てです。

電子申告の義務化の対象法人が、法定申告期限までに、e-Taxにより申告書を提出せず、書面により提出した場合は、その申告書は無効なものとして取り扱われ、無申告加算税の対象となります。

□e-Taxによる申告が困難である場合の特例

電気通信回線の故障、災害その他の理由によりe-Taxを使用することが困難であると認められる場合において、書面により申告書を提出することができるものと認められるときは、納税地の



○魚は朝と夕方に良く釣れる。海中には、植物プランクトンと動物プランクトンがいる。前者は海の浅いところで光合成を行う。後者は光を嫌い、太陽光線が弱まる夕方に水面近くに浮上し、植物プランクトンを捕食し始める。それを追って小魚が寄ってくる。さらに小魚を狙って中型魚がくる。さらには大型魚も現れる。その状態は、太陽が昇りだすまで続く。



所轄税務署長の事前の承認を要件として、法人税等の申告書及び添付書類を書面によって提出することができます。

□承認申請

書面提出の承認を受けようとする内国法人は、その規定の適用を受けることが必要となった事情、指定を受けようとする期間等一定の事項を記載した申請書に一定の書類を添付して、原則としてその期間の開始の日の15日前までに、所轄税務署長に提出する必要があります。

□地方税の取扱い

法人住民税及び法人事業税についても、国税の場合と同様に電子申告が義務化されました。

□適用関係

電子申告の義務化は、平成32（2020）年4月1日以後に開始する事業年度（課税期間）から適用されます。

□適用開始届出

電子申告の義務化の対象となる法人は、所轄税務署長に対し、適用開始事業年度等を記載した届出書を、平成32年4月1日以後最初に開始する事業年度（課税期間）において義務化対象法人となる場合、当該事業年度（課税期間）開始の日から1か月以内に提出する必要があります。

レクリエーション費用や 人間ドック費用の会社負担

今回は、一般的に行われる会社のレクリエーション費用や、人間ドックの費用負担の基本的な考え方を整理してみたいと思います。

1. レクリエーション費用

通常の社内レクリエーションに要する費用は、原則として非課税となります。所得税基本通達36-30は、この件について課税しない経済的利益（原則は少額不追及）として定めています。

使用者が役員又は使用人のレクリエーションのために社会通念上一般的に行われていると認められる会食、旅行、演芸会、運動会等の行事の費用を負担することにより、これらの行事に参加した役員又は使用人が受ける経済的利益については、使用者がその行事に参加しなかった役員又は使用人（使用者の業務の必要に基づき参加できなかった者を除く）に対しその参加に

代えて金銭を支給する場合又は役員だけを象としてその行事の費用を負担する場合を除き、課税しなくても差し支えありません。但し、参加しなかった者に支給する金銭については、給与等として課税されます。

2. 人間ドックの費用負担

一般的に実施されている人間ドックの費用は、給与として課税されることはありません。それは所得税基本通達36-29で示されていますが、具体的に次の二つの条件を全てクリアしていれば、給与として課税されることはありません。

- ① 全使用人又は一定年齢以上の希望者はすべて検診を受けることができ、検診を受けた人のすべてを対象としてその費用を負担すること。
- ② 検診内容が一般に実施される2～3日程度のものであり、その経済的利益が著しく多額でないこと。但し、注意すべきは業務上やむを得ず指定検診日に検診できなかった使用人に対して、検診費用を現金支給して後日受診させた場合は、結果的に金銭支給と同等となり課税されることとなりますので特にご留意下さい。

ナマの税務相談室

Q 今年2月、都内S区にある宅地建物を譲渡し、更に5月、K県Y市にあるケアマンションの一角を譲渡し、同マンションの最上階の見晴らしの良い一角に買い替えました。私自身、10年前に主人と死別し単身高齢なので、頭がしっかりしているうちにと、今後の人生設計も考え、思い切って手持ちの不動産を処分いたしました。

A 仰るとおり、何事も早めに準備され、時期に備えることは処世の鉄則です。余裕があればミスも事前に防げます。釈迦に説法、失礼いたしました。

Q まだ資料が万全ではないかと思いますが、売買契約書や諸々の領収書等を持参いたしました。同じような経費が多くて、良く分かりませんが、よろしく願いいたします。

A 拝見いたしますと、なかなかの大きなお金が動きましたね。

人生設計は早めに やるに限る

不動産は故ご主人の遺産の処分ですね。相続物件の譲渡は取得時期及び取得価格の引継ぎが可能です。この不動産の購入契約書、今

回の売買契約書によると利益はかなりできています。

但し、ケアマンションに関する二つの売買契約書を見ると若干損失があります。これは損益が通算できます。

気を付けなければならないのは経費ですね。複数の仲介手数料や登記に関する司法書士費用、印紙代、不動産取得税等々、取得費になるものと譲渡費用になるものがあります。

取得した建物も減価償却費を取得費から減算します。取得部分の経費も土地と建物に按分します。複数の物件の経費を交通整理して後日ご連絡いたし税金などの額をお知らせいたします。

Q 有難うございました。
A 早めに大体の税金の額が分かれば、今後の生活の方針が立てられます。

ナマの税務相談室

ふるさと納税と 住民税納税通知書

平成20年から始まったふるさと納税は当初3万人程度の適用者数で推移し、10万人規模に増えてから数年して平成27年から倍々に急増し始めました。ふるさと納税返礼品への魅力が広く知られるようになったこと、ワンストップ制度が導入されたことなどに依るようです。ワンストップ制度の適用は、全体の3分の1程度です。

ワンストップ制度とは、自治体に申請書を送るだけで寄附分の税額控除を受けられる制度のことです。ワンストップ制度利用者は、すべての寄附金控除が住民税内だけで行われます。「住民税の税額決定・納税通知書」に記載されている「寄附金控除額」に

2千円をプラスした額が自分の寄附総額と合致しているはずです。

6自治体以上への寄附をして所得税の確定申告で寄附金控除の適用を受けた方は、**<確定申告書で控除された寄附金控除額+住民税での寄附金控除額+2千円>**と自分の寄附総額とが合致する、ことになります。

ただしこれは、2千円の自己負担だけで、他はすべて税金の前払いとなる、という限度額内でふるさと納税している場合の計算です。上記の計算で「合致」しなかった場合には、自分のこの有効寄附限度額の確認をしてみてください。「住民税の税額決定・納税通知書」の「所得割額」と

いう項目の中の、市(区)民税と県(都)民税の額の合計額を基に、次の算式でその有効寄附限度額が求められます。

$$\text{<所得割額} \times 20\% \div (90\% - \text{所得税限界税率}) + 2,000\text{円}>$$

この算式中の所得税限界税率とは、自分の所得税額計算の時に適用された最高税率に復興特別所得税(2.1%)を上乗せした数字です。自分の所得税率は、確定申告書の税額計算欄又は源泉徴収票の諸項目を追跡することで確認できます。

この確認作業で、「住民税の税額決定・納税通知書」の表の理解と共に、見直し、チェックで、場合によっては、ふるさと納税以外にも含めたところの誤りを発見することになるかもしれません。さらに、当年中のふるさと納税の実行プランニングの案出や途中チェックの機会になるかもしれません。

9月1日は防災の日です。万一、不幸にも災害を被った場合は、手続きにより、税の減免、徴収猶予、還付などを受けることができます。「災害減免法」があります。秋。二八そばは十六文、九九の応用です。昔一刻は二時間だったので一日は二六時中、今は四六時中。十五夜の名月は三五の月。「十五夜や母の葉の酒二本歩」
 8日白露、23日秋分。



およそ人は、
一能一芸なきものなし、
その長所を採択するは、
人君の任なり。

(薩摩藩主 島津斉彬)

9月の税務メモ

| (国 税) | | (地方税) |
|------------------------|-------|---------------------|
| ○8月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く) | 10日 | ○8月分個人住民税特別徴収分の納付 |
| ○7月決算法人の確定申告 | 10月1日 | ○7月決算法人の確定申告 |
| ○31年1月決算法人の中間(予定)申告 | 〃 | ○31年1月決算法人の中間(予定)申告 |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。